平成２６年（フ）第２０６号
青森県むつ市海老川町17番14号
債務者　三國　優作
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９０号
大分市寺崎町１丁目８番２号　サンハイツ寺崎105
債務者　椎原　英明
1　決定年月日時　平成26年10月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３０２号
大分市下郡南５丁目５番14号　メゾン下郡203
債務者　宗　　知世
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第３０３号
大分市大字政所2223番地の20　コーポ大塚305
債務者　齊藤　時夫
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月７日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１４号
沖縄県宮古島市平良字西里28番地
債務者　平良　滋之
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月８日まで
那覇地方裁判所平良支部

平成２６年（フ）第６７４号
千葉県船橋市藤原１丁目10番13号
債務者　小川　　操
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月９日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２６年（フ）第４５２号
熊本県上天草市大矢野町登立13465番地
債務者　毛利　哲彦
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第４９２号
熊本県上益城郡甲佐町大字緑町17番地３、前住所熊本市中央区十禅寺１丁目７番７号ヴェルドゥール201
債務者　池田理恵子（旧姓加藤）
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５２７号
熊本市北区植木町滴水1566番地２
債務者　門田ひとみ
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３７号
熊本市東区下南部３丁目２番71―301号　ゆとりす下南部、前住所熊本市東区上南部３丁目４番99―702号
債務者　大和　隆一
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５３８号
熊本市東区下南部３丁目２番71―301号　ゆとりす下南部、前住所熊本市東区上南部３丁目４番99―702号
債務者　大和　拡美
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５４０号
熊本市西区新土河原１丁目４番28号　601、前住所熊本市中央区水前寺１丁目９番11号203号
債務者　本山　知佳（旧姓岩谷）
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第５４５号
熊本県合志市栄2237番地１
債務者　白井　浩一
1　決定年月日時　平成26年10月29日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第９６６号
名古屋市熱田区大宝１丁目14番２―501号白鳥パークハイツ日比野東
債務者　松山　光子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１０１９号
愛知県小牧市大字岩崎1500番地　県住３街区１号棟210号
債務者　林　　憲一
法定代理人成年後見人　林　　和子
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第１４６１号
愛知県春日井市藤山台３丁目１番地８　370号棟301号室
債務者　木島　武男
1　決定年月日時　平成26年10月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部